

# 第110回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和4年11月30日(水曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名  
日程第 2. 会期決定の件  
日程第 3. 行政報告について  
日程第 4. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町一般会計補正予算 第 3 号（令和 4 年 10 月 19 日専決第 16 号））  
日程第 5. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 2 号（令和 4 年 10 月 19 日専決第 17 号））  
日程第 6. 承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算 第 2 号（令和 4 年 10 月 19 日専決第 18 号））  
日程第 7. 議案第 75 号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について  
日程第 8. 議案第 76 号 町有財産の無償貸付けについて（旧海内小学校）  
日程第 9. 議案第 77 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安保育園）  
日程第 10. 議案第 78 号 財産の取得について（議会用タブレット 39 台及び周辺機器一式）  
日程第 11. 議案第 79 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 12. 議案第 80 号 佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 13. 議案第 81 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 14. 議案第 82 号 佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について  
日程第 15. 議案第 83 号 佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について  
日程第 16. 議案第 84 号 佐用町職員の降給に関する条例の制定について  
日程第 17. 議案第 85 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第 18. 議案第 86 号 佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定について  
日程第 19. 議案第 87 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 20. 議案第 88 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 21. 議案第 89 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 22. 議案第 90 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 23. 議案第 91 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 24. 議案第 92 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 25. 委員会付託について
- 

午前 09 時 30 分 開会

議長（小林裕和君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 110 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、おそろいでご参集を賜わり、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今年も早いもので、あと 1 カ月余りとなりました。明日からは 12 月、師走の慌ただしさ

とともに、朝夕の冷え込みも一段と増すようであります。皆様におかれましては、コロナ感染症とともに、体調管理に努めていただき、12月定例会に上程されます案件に慎重審議並びに、活発な議論をしていただきますよう、お願い申し上げます。

さて、今期定例会には、専決処分の承認3件、条例の制定・改正などの議案12件、令和4年度各会計補正予算案6件の計21件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶申し上げます。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

今日、11月30日、11月も今日で終わりました、明日から師走に入ります。令和4年も、いよいよ、あと1カ月ということになりました。

このところ、暖かい、生ぬるいような気温、天気が続いておりますけれども、明日ぐらいから、師走とともに、一気に季節が進んで、冬に向かって、今年も寒い冬に向かって、気候が変わるようですけれども、本当に、体調に十分お互いに気をつけていただきたいと思っております。

コロナのほうも、年明ければ、もう3年になるわけです。ずっと、感染が拡大したり、また、収まったりということが繰り返してきておりますけれども、7月、8月に、一気に今年も増えて、このところ10月には、かなり収まってきたんですけれども、11月になりますと、また、感染が増えております。

高齢者施設等で大きなクラスターが発生して、そこで、かなり入所者、また、職員の方も感染したというような状況で、余計、増えているんですけれども、今のところ11月に235人ぐらいということ、報告聞いております。

これ厳密に、昔のように感染者を報告ということじゃなくて、県がまとめるというんじゃないかって、医師会のほうから、私のほうの担当のほうに連絡いただいた分が、それぐらいということでございます。

今、ようやく、国も新型コロナウイルス感染症、2類から5類にということが検討が始まったということで、これ本当に、もっと早く、そういう取扱いされれば、いろいろと対応も違うんですけれども、ワクチンのほうも、接種も進みました。それから、飲み薬のほうも、ああして承認されて、そうした新型コロナに対する飲み薬が処方されるようになったということあります。

ただ、まだ、国のほうも、なかなか決断が遅いんです。一気に進みません。そういうことで、当分の間は、まだまだ、2類という、こういう感染症における中で、対応しなきゃいけないということで、今、感染された方は、やはり同じように7日間、自宅で療養待機とかいうような行動制限を、当然、受けますし、町の職員のほうも、ポツポツと、そういう感染が出ておまして、症状もきつい人もいますし、全く軽い方も、それぞれ違いますけれども、やはり仕事の面でも、どうしても、みんな、それだけ少ない、これだけ忙しい中で、一週間自宅で待機と、療養ということになると、いろいろと支障も出るわけです。

なかなか、どこに、目に見えないので、感染防止と言っても、こうして、マスクを、一応、みんなしながら、できるだけ感染しないように、そういう場所に行かないとか、そういう注意しながら、この12月も忙しい師走、感染に気をつけながら乗り切っていければと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっと、長くなるんですけれども、ちょっと、報告がてら、いろいろと状況をお話させていただきたいと思うんですけれども、11月は、国もコロナが、こういう感染が拡大す

る中で、行動制限はない。しないということ。3年ぶりぐらいな形で、11月、新年度に向けての予算の要望、それぞれの団体の中で、行ってきております。私も、それぞれ、いろいろと東京のほうに、行かせていただいて、国、それぞれの省庁、国会議員、皆さん方にも、新年度予算、しっかりと編成お願いしたいということで、取り組んでまいりました。

国も20数兆円の補正予算、今、審議されておりますけれども、そうした補正予算で、莫大な予算が編成されているんですけれども、実際、その中身は全て赤字国債というような、後世に全部つけを回していくということなので、実質、財務省なり、それぞれの通常の予算については、非常に厳しい状況です。

やはり、その中でも、今のウクライナ情勢を踏まえた防衛予算、このあたりが、相当、当面、今、2兆円、3兆円が、すぐ5兆円というような話が出て、恒久的な、これからの支出予算になってくると、そういう財源をどうするかという中で、そうなるのと、これ赤字国債を発行しながら、単年度の補正予算みたいな形で、こういう防衛予算というようなものが、編成でできるわけがないので、そうなるのと、やはり、これまでの建設予算とか、福祉予算、いろんな全ての通常予算に対して、かなり厳しい状況になるのではないかなということをご心配しております。

町においても、もう既に、11月、各課、来年度に向けての予算の編成作業を進めまして、大体、一応、全課の予算要求をまとめて、第1次の、一次的な予算が大体固まってということですか、総額が出てきております。

総額は、基本的には130億前後という、これまでと変わらないぐらいな総額になるかと思うんですけど、その中身ですよ。非常に、ここへ来て、物価高、通常の皆さん方の生活にかかる食料品とか、エネルギー、電気代とか、そういうものも非常に高騰しているということは、いろいろと報道でもお聞きのとおりでありますけれども、行政におきましても、建設資材とか、それから、家庭と同じように電気代とか、そういうところが、非常に高騰している。それも1割、2割の値上がりじゃないので、これを、やはり今後、どう予算の中で、通常、こういうものが高止まりになってしまいますから、これ予算がないから電気を切るというわけにはいきませんし、住民サービスそのものを止めるというわけにはいきませんので、節電ということとしてはしながらも、必要なものは電気代にすれば、それは必要として予算化しなきゃいけないと。

今、予算で、ちょっと、私も見て、報告を受けているんですけれども、大体、昨年度というんですか、今年度の実質の電気代、町全体で1億5,000、6000万円あります。それが、来年度の要求で見てまとめていくと、3億6,000、7,000万円。まだ、細かいとこいきませんが、倍以上になってきております。これ、本当に通常の事業費といいますか、経常経費ですから、これだけ同じことをやっていくのに、電気代が、それだけ、いわゆる2億円ぐらい、今より、今年よりか、かかるということになります。そのことによって、水道とか下水道とか全て電気で動かしていますから、そちらのほうの会計も、当然、コストが非常に高騰、上がるわけです。

それだけではないんですけれども、これまでも、例えば、水道等についても、今、町民の皆さんからお願いしている水道料金、決して安いわけじゃないんですけれども、非常に、それだけでは賄えない。当然、大きな赤字、実質、その水道会計だけで計算しますと、大きな予算、赤字を、一般会計で穴埋めしているということで運営しているわけなんですけれども、各市町とも、そのことについてだけ考えても、佐用町と同じ状況です。

そういう中で、国におきましては、指導として、例えば、水道や下水道なんかについては、公営企業会計、企業会計で運営しなさいと、それで赤字になっていけば、当然、使用料の値上げをして、運営が、一般会計で、次々と補填をするような運営は駄目ですよということが指導されている中で、例えば、隣の宍粟市、それから、今年、市川、水道代を値上

げをされると。宍粟市は、この12月議会で値上げの議案が上程をされるということを市長から聞いております。市川の岩見町長も、そういうお話を、私にされました。

本当は、上げたくないけれども、もう電気代も上がる。会計的に、これまでの赤字も累積していきながら、これ以上やっていけないと、上げざるを得ないというような状況になっている。

これは、ただ、その2市町だけではない。どこも同じです。

去年は、上郡町も水道代も、そうした値上げをされました。

佐用町におきましては、簡易水道という形で、県下は佐用町だけです。簡易水道の形を守るということで、私のほうは抵抗をしておりますけれども、非常に国の指導は厳しいものがあります。

そういう電気代が上がれば、さらに、その会計も厳しくなる。町全体の予算も厳しくなるということでもあります。

それと、建設コスト資材が、非常に高騰しております。今、大きなプロジェクト事業として、元気工場の直売所、また、みそ工場、これの実施設計、改修、また、建設の事業にかかっておりますけれども、当初、国に申請をして、予定をしていた事業費から見ると、そのまま入れていくと1.5倍で済まない。でも、何とか、コストを下げて工夫しながら、事業費全体を圧縮するように、今、それぞれ指導を、私のほうもしておりますけれども、大体全体で10億余りぐらいで、この事業をやっていきいたいなということを、当初、考えておりましたけれども、とても、それでは追いつかない状況になっております。

全てのものが上がっています。鉄骨、骨材、そういうもの、セメントとか、建材、全部、当然、エネルギーが上がり、いろんなもの、コストが上がっていけば、全てそこへ、最終的には、製品も上がるということですから、ですから、そういう中身の状況を見て、じゃあ、これが下がるまで事業を止めて延期するというわけにはいきませんので、来年度、事業そのものは計画的に、計画どおり進めていこう、そのためには、予算においても、それだけ増やした予算、増額した予算を編成すればいいんですけれども、これから、ずっと続く事ですから、佐用町全体の予算規模としては、私自身は、何とか、もともと130億というのは、町の規模としては、非常に大きい規模でありますので、その規模を超えていくような予算は、なかなか編成しにくい。できないと。その中で工夫して、選択をして、今の計画をしている事業というものを、来年度、事業を行っていくということで、今、予算編成、財政担当者も、非常に各課との折衝、話し合いの中で苦勞しておりますけれども、そういう状況で進めておりますので、また、皆さん方に、当然、状況については、逐次、いろいろとご相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、11月、例年より早く、そういうことで、予算編成進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、12月議会につきましては、今、議長から御挨拶いただきましたように、多くの議案を提案をさせていただいておりますので、それぞれ慎重審議を、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

非常に長くなりましたけれども、状況を報告も兼ねての挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（小林裕和君）           ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第110回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、及び各支所長であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。  
ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。7番、児玉雅善議員。8番、加古原瑞樹議員。  
以上の両議員にお願いします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（小林裕和君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、本日11月30日から12月20日までの21日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日11月30日から12月20日までの21日間と決定しました。

---

#### 日程第3．行政報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨の連絡がありましたので、その旨を報告をし、日程第3を終了します。

---

議長（小林裕和君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第4．承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐用町一般会計補正予算 第3号（令和4年10月19日専決第16号））

日程第5．承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第2号（令和4年10月19日専決第17号））

日程第6．承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐用町水道事業会計補正予算 第2号（令和4年10月19日専決第18号））

議長（小林裕和君） それでは、日程第4に入ります。  
日程第4から日程第6までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町一般会計補正予算第3号、令和4年10月19日、専決第16号から、日程第6、承認第18号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町水道事業会計補正予算第2号、令和4年10月19日、専決第18号までの3件を一括議題とします。

承認第16号から承認第18号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第16号から承認第18号、専決処分の承認を求めることにつきまして、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

本件は、令和4年度佐用町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億126万4,000円を追加し、総額を130億2,093万8,000円といたしております。

補正内容は、エネルギーや食料品等の物価高騰対策、並びにオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に迅速に対応するため、緊急を要する事業として追加をしたものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、2億2,983万6,000円の増額でございます。うち、国庫負担金は3,339万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を追加計上いたしております。国庫補助金は1億9,644万円の増額で、地方創生臨時交付金などを追加計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を2,857万2,000円減額いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、総務管理費3,959万3,000円の増額で、地方創生臨時交付金を活用した事業を追加計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費1億2,136万1,000円の増額で、住民税非課税世帯などに1世帯当たり5万円を給付する経費を計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生費4,031万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費を計上いたしております。

以上で、佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第17号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、コロナ禍において、原油価格や物価高騰等の影響などを受ける町民、事業者を支援のため、水道使用料の減免を1カ月分延長するものでございます。

歳入歳出予算の総額9億1,308万4,000円に変更はございません。

まず、歳入からご説明させていただきます。

使用料及び手数料につきましては、使用料1,103万5,000円の減額で、水道使用料の減

免見込み額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,103 万 5,000 円の増額で、減免見込み相当額を計上しているものでございます。

歳出につきましては、増減はございません。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 18 号、佐用町水道事業会計補正予算について、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきますが、収入の第 1 款、水道事業収益の第 1 項、営業収益は 376 万 5,000 円の減額で、コロナ禍において、原油価格や物価高騰等の影響などを受ける町民、事業者を支援するため、水道使用料の減免を 1 カ月分延長するものでございます。

第 2 項の営業外収益は、減免見込み相当額を一般会計補助金として 376 万 5,000 円増額するもので、水道事業収益の総額 1 億 8,993 万 4,000 円に変更はございません。

支出についても、増減はございません。

以上、佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

承認第 16 号から承認第 18 号までの補正予算につきまして、ご説明申し上げました。それぞれ、ご審議いただき、ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております承認第 16 号から承認第 18 号までについては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 4、承認第 16 号、専決処分承認を求めることについて、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 5 ページ、15 款の 10 項の 10 目の 18 節、負担金補助及び交付金でございまして、1 億 1,600 万円、電力・ガス・食料品等価格が高騰して、緊急支援給付金として、上がっておりますけれど、この中身について、どういうところに幾ら支援されたのか、ちょっと、見えない部分がありますので、詳細説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

この、今、ご質問のありました物価高騰に関する支給なんですけれども、これは、住民税非課税世帯に対しての支給でございまして、1 世帯当たり 5 万円というふうな形になっております。今現在、対象となる方々に、世帯に送らせていただきまして、約 2,100 世帯に送付させていただいております。

順次、申請を受け付けておりますけれども、現在、11 月 24 日に発送させていただきまして、現在、手渡しで、窓口を持ってこられた方々が約 88 名の方が持ってきておられます。順次、今日あたりから郵送での返送が返ってくるのではないかなというふうに考えており

ます。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） そしたら、今、説明ありましたけれど、非課税世帯の方に 5 万円を 2,100 世帯いうことでございますけれど、その方たちは、最終的に、いつ手元へ、この方たちに入るようになっておるんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

11 月 24 日に、それぞれ発送させていただいておりますので、もう手元には、おそらく届いているかと思えます。それで、今現在、また、皆さん、精査されまして、返信をさせていただきまして、振込先等、間違いなにかを精査させていただきまして、自分が確かに非課税世帯であるということ、チェックしていただくようにしております。その分を返送していただきまして、こちらから 12 月に 2 回支給させていただく予定にしております。

議長（小林裕和君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページにあります 50 款の 10 項の 15 目ですね、新型コロナウイルスの分でございますけれど、この分について、今、町長からの説明もありましたけれど、そういうグループのところで集団的に発生したと説明あったんですけど、何か、町民の方の話によると、そこで死亡者の方は出なかったんですか。大勢、集団でかかれたということでございますけれど、亡くなった方はいらっしゃらなかったん。佐用では。あったんですか。

議長（小林裕和君） 岡本議員、質問は、項目は、どの項目なんですか。

11 番（岡本義次君） 今、言いましたがな。

議長（小林裕和君） 3 ページの、

11 番（岡本義次君） 3 ページの 50 款の 10 項の…

議長（小林裕和君） 50 款の 10 の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、  
11 番（岡本義次君） 3,339 万 6,000 円の分です。その中身のうちに、どうなっておるん  
かということです。

議長（小林裕和君） だから、それについての質問をしてください。

11 番（岡本義次君） そやで、今、言いましたがな、その中で、そういう集団で、グルー  
プで発生したと聞いたんですけど、そういう中で、亡くなった方なんかはあったんです  
かということを聞いておるんです。

議長（小林裕和君） 質問の趣旨が、ちょっと違うような気がするんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私が、挨拶の中で、報告をしたことを含めた質問のようなんですけ  
れども、予算と直接の関係ではないと思います。

だが、コロナのことなので、皆さん、非常に関心をお持ちだと思いますので、答弁させ  
ていただきますけれども、当然、そうした高齢者施設でありますので、非常に 80 歳以上、  
90 歳以上というような方が感染されておりますので、それぞれ、当然、持病といいますか、  
体力的にも弱い方になっております。ですから、相当、全体で、職員を含めた中で、50、  
60 人の方が感染されたところの中で、亡くなられた方も、感染をされていた方もいらっし  
ゃいます。当然。それは、それで、大体収まってきているというような状況を聞いており  
ますので、そういうことです。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 16 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 16 号は、原案のとおり承認されま  
した。

続いて、日程第 5、承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度佐  
用町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これは、3 カ月、水道、町民の方に水道料金を支援するという  
ことであるんですけど、その3 カ月分の、ここに上がっておる分で、どう言うんですか、メ  
ーターを取り付けた方にいうことだったんですけど、そのメーターに取り付けた方が何  
人いらっしゃって、この金額と変更はないんですか。ここに上がっておる。ページ1 ペ  
ージね。

議長（小林裕和君） 岡本議員、質問の趣旨を明確に言ってあげてください。答弁するほ  
うが困りますから。

11 番（岡本義次君） ほなページ言いますよ、2 ページに、歳入で、水道料金を上がって  
おるでしょう。これ。この分なんかを何世帯の方にメーターがある部分を支援するとい  
うことで説明聞きましたけれど、その分が、果たして何世帯あって、この金額になったか  
ということを、ちょっと説明願いたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） お答えいたします。

9 月補正で3 カ月分減免の補正を先に行っております。それで、今回、4 カ月分、1 カ  
月延長してということで、1 カ月分の減免を専決補正で行っております。

件数に関しましては、簡易水道、水道会計を合わせまして 6,520 軒余りの方を対象とし  
ておりまして、そのうち、簡易水道につきましては、4,800 軒余り、こちらの方が対象とな  
っておりまして、そちらの方の基本料金について減免をするものでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そしたら、6,520 軒当たり、これ1 戸当たり何円ぐらいの分をして  
おるんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 一般家庭の方、13 ミリの水道メーターがついていると思うんで  
すけれども、そちらの方に関しましては、減免 2,200 円、基本料金分を減免するとい  
うことになります。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する討論を終結します。  
これより承認第 17 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 17 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 17 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 6、承認第 18 号、専決処分承認を求めることについて、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算第 2 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第 18 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 18 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 18 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 7. 議案第 75 号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7、議案第 75 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵迓町長。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 75 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について、提案のご説明を申し上げます。

平成 27 年度から姫路市と播磨地域の 7 市 8 町が連携協約を締結し、人口減少・少子高齢化にあっても、地域の住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、お互いに協力し合い、地域を発展させていこうと、姫路市を中心市とする播磨圏域連携中枢都市圏を形成して、様々な取り組みを行っております。

このたび、この取組の一環として、姫路市が令和 5 年 4 月に開校を予定している公立夜間中学校、姫路市立あかつき中学校について、広域で受け入れ可能とする予定となっております。本町においても、義務教育を受ける機会を実質的に保障し、多様な学びの場の充実を図るため、姫路市との連携協約に、公立夜間中学校についての項目を追加して、連携協約の一部を変更しようとするものでございます。

この連携協約の一部を変更する協約を締結するために、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） お伺いします。

この役割分担のところで、乙、佐用町側ですね、乙の役割として、甲と連携して、学校の運営、広報等に協力して取り組むとあります。

ここで、運営、設置は姫路市のほうになっていますけれども、運営に関して、こっちのほうの費用の負担金とかいったものはあるのでしょうか。そして、その負担金というのは、恒常的に、年に幾らとかいうふうな形であるのか。それとも、生徒さんが、そっちに通われる場合、それだけの負担をするということなんでしょうか。そののどこ、ちょっと、具体的にお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えさせていただきます。

まず、甲の役割というお尋ねですけれども、まず、学校の設置、運営ということですが、実質的に、運営するのは姫路市でございますので、直接、何か人的にとか、そういうことで運営に携わるといことはございませんで、広報等は、当然、生徒の募集等の広報については、協力を行っていくということでございます。

費用の面でございますけれども、恒常的に毎年幾らというような費用の発生はございませんが、現在のところ佐用町から希望される学生というのは、今のところはお聞きしておりませんが、もし、この希望される方がおられた場合には、年間で約 15 万円ほどの負担金が必要になってございますので、これを義務教育の一環ということで、町のほうが負担金としてお支払いをするという形になります。

なお、この連携中枢都市圏形成は、特別交付税の措置がございますので、もし、そうい

う費用が発生した場合には、その特別交付税措置で対応していただけるという形になって  
ございます。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいか。

7 番（児玉雅善君） はい。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今のところ、佐用町からは、そういう生徒さんはいらっしゃらない  
ということでございますけれど、これ生徒が姫路へ行って、1 人 15 万円ぐらいかかるだろ  
うということでございますけれど、この費用について国から出るというんですけれど、佐  
用町の分として、もし佐用町が、こういう義務教育が全部の方、受けられていらっしゃら  
ないと思うんですけれど、よそから来た方とかいうのが、年度によって、まだ、学校へ  
行かなくてひきこもっておったり、受けたいんやいうことであれば、当然、また、そう  
いう方が出てくるんだろう思います。

そして、この時間帯は、何時から、夜間の何時までかいうんは、これ載っておるんです  
かね。

時間帯は、これの夜間の学校の、

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 少々お待ちください。

大変お待たせをいたしました。

平日の月曜日から金曜日の午後 5 時半から午後 9 時までということでお聞きをしており  
ます。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、幾つか質問をさせていただきます。

まず、この第 1 条のところ、先ほど、児玉議員のところ、触れられましたけれども、  
甲、姫路市と連携して、学校の運営、広報等に協力して取り組む、この乙の役割、佐用町  
の役割ですけれども、広報についてですけれども、今、江見課長も広報のところは、今後、  
特に、そのところについては、やっていきたいということなんですけれども、まず、ニー

ズの把握と、今のところ入学希望者のところはないということなんですけれども、特に、広報について、どういう形をお考えなのか。

私、令和元年の9月の一般質問で、この夜間中学の問題を聞かせていただいたんですけれども、この広報については、隣の岡山県が効果的な広報をされて、効果が上がっているということが述べたんですけれども、というのは、一般的にチラシを配るだけでは、広報にならないと。

要するに、義務教育未修了ということは、字が読めないと。岡山県は、最初はチラシを配ったんですけど、効果なかったと。ところが、ボランティアの方の協力を得てしたところ、最初は、2、3人だったのが、15人に増えたというケースがあります。

そういうケースを踏まえてですけども、広報については、お考えが、乙の役割、佐用町の役割としてあるわけですから、どんなことをお考えでしょう。

[企画防災課長 挙手]

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

まず、一般的なものとして、当然、広報紙、それから、ホームページ、こういったことでは、広報はしてまいりたいと考えております。

それに加えて、先ほど、議員、ご指摘をいただきました字が読めない方等に対しましてということであれば、防災行政無線で放送をする。これも当然、1つの選択肢になってまいります。

あと、それ以上、効果的な広報ということでございますけれど、今、具体的に、こんなこと考えているということとはございませんが、これ教育委員会のほうともお話をしながら、何か、いい周知方法があれば、それについては、検討はしてまいりたいと思います。以上です。

[廣利君 挙手]

議長（小林裕和君） はい、廣利議員。

10番（廣利一志君） 兵庫県に、今、あるのは、阪神間、神戸と尼崎に、3校しか、今、ないんですけども、兵庫県の西部には、今回、初めて、この夜間中学が設置ということですので、先ほど言いましたように、ちょっと、広報については、一般的な広報という形ではなくて、先ほど、述べたようなケースも含めて、ぜひ効果的な広報というのを、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それと、ニーズの把握ですけども、これは、また、教育委員会もお考えかなというふうに思うんですけども、義務教育の未修了と、で、小学校、中学校で未修了だけでも、しかし、普通は、そのまま卒業認定しております。

私、令和元年9月に聞いた時には、令和元年度で不登校の状況を、教育長のほうから述べられ、答弁があって、小学校で2名、中学校で8名ということで、こんな状況が、不登校傾向があるということで、答弁があったんですけども、もう1回繰り返しますと、義務教育の未修了というのは、言葉の上での未修了というのは、実は、ないんですけども。あるんですけども、要するに、卒業認定をしまっている。卒業認定をするわけですね。形式卒業者というふうに言うらしいです。

その方たちのニーズというのものもあるのではないかなというふうに思うんですけども、そのあたりは、ニーズの把握等含めて、何かお考えのところはありまじらお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） ニーズの把握ということで、さっき江見課長のほうも言いましたが、教育委員会としては、さらに民生委員とかが地域の実態をよく知られておりますので、こういう、あかつき中学校があるということ、民生委員さんにも知っていただいて、地域で、そういうような該当の方がおられたら、そういうお話を丁寧にしていただこうかなというふうな考えは持っております。

それから、先ほど、言われたように、義務教育を修了できなかったというような対象者になっておりますが、修了、佐用町では修了してはいますけれど、実際問題として、そういう、いわゆる学力がついているかどうか、本人が、やっぱり、もう一度、勉強したいというようなことが、入学対象者の中では、そういった方が対象になっておりませんが、今後、どういったふうになるかは、検討するか、姫路市とも相談していきなりして、でも、そうなると、全部が全部そうになってしまうので、なかなか難しい話かなというふうに思いますけれども、今も、適応教室などは、進路に向けて、不登校の子が通って来て、進路に向けたことで、今、勉強に、ちょっと、力を入れている子もおりますので、佐用町としては、適応教室などに来ていただければ、学習面については、支援ができるかなというふうには思っております。

実際、どういったニーズが佐用町に出てくるかというのは、ちょっと、未確定ですので、それによって、また、検討したいと思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 民生委員さん等の協力を得て、ニーズの把握ということなんですけれども、今、ちょっと、教育長の答弁の中で、義務教育未修了。しかし、形式卒業者として中学校を卒業している方は対象外ということの答弁があったかと思うんですけども、それ、ちょっと、全国の夜間中学のケースだと、それは、ちょっと、違うと思います。

今、これは、厳密には、法的にも形式卒業者を対象者に含めるというふうになっていると思いますけれども、その点、ちょっと、今の答弁、もしかしたら間違いなのか、あるいは、そのあたりを、ちょっと、お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 入学対象者は、あかつきについては、1つは様々な理由により、義務教育を修了できなかった人。

2つ目としては、不登校や病気などにより、ほとんど学校に通えなかった人と、こういう2つの項目がありますので、言われるのは、②についての、2つ目の、ほとんど学校に

通えなかった人に該当するのかなというふうに思いますけど、詳しい内容までも、僕も、今、ちょっと、把握しておりませんので、そういった、ちょっと、誤解を生んだような答弁になったかと思えますけれど、この2つの項目で精査したいと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 関連ですけれど、民生委員が、ひきこもりの方も含めて把握しておるといふ言い方されましたけれど、こういう方は、なかなか自分から進んで学校へ行きたいというようなことは、言われぬんじゃないか思うんですよ。そこらへんが難しいと思いますけれど、不登校や病気等により、ほとんど学校に通えなかった人というのは、どういふんですか、あったとしても、そういう方を民生委員も含めて、出てきてくださいと言っても、なかなか出にくいと思いますが、そこらへんは、どうでしょうか。

議長（小林裕和君） 誰がお答えになりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 基本的には、やっぱり、学びたいという、やっぱり意欲がないと、なかなか続かないと思います。平日の夕方から夜遅くまでということ、そういった方については、丁寧に、民生委員さんが説得（教育長訂正、丁寧に説明するの意味）していただいて、今後の生活が安定するよというようなことや、豊かな生活が送れるような話をしていただいて、説得していただくしかないかなというふうには思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 今、説得する言いましたけど、小学校さえ、中学校さえ、まともに行かない者を、民生委員が、本当に説得できますか。これやっぱり、自主的に任さなしようがないん違いますか。

ひと年いった人を説得して出てくるんだったら、小学校の時から出てきていますからね。

ある程度、これは義務教育言いながら、本人の自主性に、ある程度、任せないと、そんなことを一生懸命、民生委員やっておったら、民生委員さんたまりませんよ。

だから、そこらへんは、ある程度、本人の自主性に任せないかんのではないかと思いますけど、どうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） ちょっと、説得という言葉と使って、ちょっと、誤解を生んだと思いますが、丁寧に説明をするという意味で使わせていただいたということです。訂正させていただきます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、私、3回質問しましたので、もう1回ちょっと、先ほどの質問のところを再確認も含めてなんですけれども、ちょっと、質問させていただきます。

要するに、形式卒業者というのは、一応、義務教育は終了したということなんですけど、義務教育終了した人が、もう1回中学校へ入るということですから、本来的には、ちょっと、そんなことできないというか、だというふうに思うんですけれども、しかし、この夜間中学の必要性というのは、ニーズも含めてですけれども、高齢者の方と外国人の方と、最近、やっぱり不登校で形式卒業はしたんだけど、学力のところで通信制の高校に行ったんだけど、中学校のところ学び直したいというところで、全国では、そういう形が形式卒業者も対象にするということなので、確認はしていただくということなんですけれども、ぜひ、そういう形で、認識を、形式卒業者は除くということではなくて、そういうところを、ちょっと、押さえていただきたいなというふうに思います。

それと、このあかつき中学校は、姫路駅からすると、ちょっと、不便なところにあります。

姫新線の最終が、姫路発が10時17分、そうすると、帰ってくるのは11時半ぐらいということに、多分なるといふふうに思います。

実は、夜間中学、先ほども言いましたように、神戸と尼崎にあるんですけれども、尼崎にある夜間中学に通っておられる方、篠山から通っておられる方がいると、その方は、尼崎からJRで一旦大阪に出て、大阪から篠山へ帰ると。帰ってくると、やっぱり11時半だということなんですけれども、本数とか、10時17分を逃すと、もうありませんので、佐用へ帰って来れないということがあります。

言いたいのは、やっぱり、この姫路にできるということなんですけれども、この姫路から西のところで、もう1つ、ニーズ把握も含めてですけれども、必要なのではないかなというところがありますので、今後、そのあたりも近隣市町、単独では、なかなか難しいと思いますので、近隣のところと検討もしていただきたいなというふうに思います。

始まるところで、こんな話はあれですけれども、実際に通える時間帯が、そんなに、11半になってしまうということ、ちょっと踏まえてですけれども、その点、もう1校、西に必要ではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君）            これ、問題は、あかつき学校をどうするか。認めるか、認めないか、もし佐用町から通ったら 10 万円要るか、要らないかの提案なので、こっちでいるかどうかは、全く別の話なので、これについて答えられないし、また、そういうこと議論しだしたら、もう全く、今、話、横へ行ってしまいますので、あくまでも提案は、あかつき中学校に対する、この広域圏を認めるか、認めないかという提案でしょう。町長。

だから、それについて、ちょっと、議長も絞ってもろて、質疑してもらおうほうが、じゃないと、話が、ちょっと、全く違うところへ行っているから。以上。

10 番（廣利一志君）            じゃあ、質問を変えます。

議長（小林裕和君）            いいですか。廣利議員。

10 番（廣利一志君）            学校の運営、広報等に協力して取り組むというところで、じゃあ、何ができるのかというところです。

だから、そうしたら、現状のところを、やっぱり踏まえないといけないということで、実際に、ニーズの把握ができて、行きたいといった時に、いろんな問題が出てくる、そのことも、ちょっと頭に置いておく必要があるのではないかなということ、検討も、この先の検討も含めてお考え等があれば、お聞かせいただきたい。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君）            江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君）    失礼いたします。

まず 1 つ目ですけれども、形式卒業のお話ですが、先ほど、教育長も申し上げましたが、義務教育を終了できなかった人に加えて、不登校や病気などにより、ほとんど学校へ通えなかった人ということも明記をされております。

ただ、佐用町のほうは、現在のところ、具体的に、こういう方ということがございませんでしたので、まだ、姫路市と、こういう方がどうでしょうかというような詰めたところまでは、お話ができておりません。

ですが、姫路市から聞いておりますのは、一人一人ケースが違うので、それぞれ、面談をして、状況に応じて受入れを判断していきたいというようなことは、お聞きしておりますので、今、廣利議員がおっしゃったようなことについても、相談はしてまいりたいというふうに思います。

それから、広報のことでございますけれども、先ほど、教育長申し上げました民生委員さん等にもご協力をいただいてというのも 1 つでありましょうし、現在、健康福祉課のほうで、ひきこもりの関係の対策を、いろいろと準備をしておる段階だろうと思います。そういう中で、そういう方々にもお知らせをできる機会というのは、今後、あろうかと思っておりますので、そういうことも選択肢に含めながら検討はしていきたいと思っております。以上です。

議長（小林裕和君）            ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 75 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 75 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8. 議案第 76 号 町有財産の無償貸付けについて（旧海内小学校）

日程第 9. 議案第 77 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安保育園）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8 と日程第 9 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。  
よって、日程第 8、議案第 76 号、町有財産の無償貸付けについて、旧海内小学校と、日程第 9、議案第 77 号、町有財産の無償貸付けについて、旧中安保育園の 2 件を一括議題とします。  
議案第 76 号と議案第 77 号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 76 号から第 77 号の町有財産の無償貸付けについて、一括議題としていただきましたので、順次、ご説明を申し上げます。

まず、議案第 76 号は、旧海内小学校跡地の無償貸付けの議案でございます。

旧海内小学校跡地につきましては、小学校が閉校となった後、平成 9 年から「ふれあいの郷みうち若杉館惣菜加工処」として地域の方々が運営され、こんにゃくやまぜご飯の具などを加工・販売をしておられました。残念ながら令和 3 年 3 月末をもって、閉鎖をされたところでございます。

その後、今年に入りましてから、里山の保全活動や地域の活性化を志す地域の若者を中心に、旧校舎を活用したいとの要望があり、これまで利活用に向けた協議を進めてまいりました。このたび貸付けに向けた協議が整いましたので、議案を上程させていただくものでございます。

貸付先は、海内山歌（みうちさんか）代表、梶本 宏（かじもと ひろし）氏で、里山保全活動や地域の活性化を志し、海内地区の若者を中心として立ち上がった、13 名の有志による団体でございます。

活用の用途といたしましては、里山保全活動の一環として、木工教室や森を使った野外教育を行う山の教室のほか、食品加工や物販、地域内外の方との交流のためのコミュニテ

ィスペース、また、海内ピクニックや海内キャンプなどのイベント開催の拠点として活用したいとのこととございます。

貸付け物件は、鉄骨造2階建て床面積439.84平方メートルの旧校舎、土地面積は329平方メートル、所在地は佐用町海内59番地1で、旧海内小学校に係る土地及び建物を、他の学校等跡地と同様に10年間の無償貸付けを行うものですが、まず最初の5年間の無償貸付けについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものがございます。

なお、学校等跡地の利活用に関しましては、公募によって利活用事業者を募集するのが通例でございますが、今回の場合、地域の若者が中心となった団体による地域活性化につながる取組でもあり、地域が抱える諸課題や目指すべき方向性とも重なることから、海内地域づくり協議会からも「可能な限りの支援をしていくので、町としても、今回の貸付けについて、ぜひともご配慮いただきたい」との具申書もいただいていることから、公募を経ずに貸付けをしようとするものがございます。

次に、議案第77号は、旧中安保育園跡地の無償貸付けの議案でございます。

旧中安保育園につきましては、平成30年1月から株式会社岡尾医院松寿(まつじゅ)会と無償貸付け契約を締結し、通い、泊まり、訪問介護・看護機能を有した「看護小規模多機能型居宅介護事業所ほほえみ」として、現在、利活用いただいております。

貸付け物件の所在地は、佐用町米田103番地ほかで、土地は1,960平方メートル、建物は、鉄骨造平屋建ての旧園舎、床面積361.1平方メートルでございます。

平成29年12月議会において、最初の5年間の無償貸付けについて議決をいただいております、このほどその期限がまいりましたので、今回、残りの5年間の無償貸付けにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものがございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林裕和君) 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第76号と議案第77号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第8、議案第76号、町有財産の無償貸付けについて、旧海内小学校に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長(小林裕和君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長(小林裕和君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第76号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第76号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 77 号、町有財産の無償貸付けについて、旧中安保育園に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これ、今、現在、多機能ということで使っておるんですけど、そこで従事されておる職員何人かというのと、その入っていらっしゃる方が、町内と町外の方で何名いらっしゃるんか、教えてください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

まず、従業員のほうですけれども、正社員が 22 人、うち、町内在住者が 18 人。パートが 7 人、うち、町内在住者 7 人となっております。

それと、入所者ですけれども、実際は、登録定員が 20 人なんですけれども、令和 3 年度実績値で言いますと、平均 13 人の方が通われております。

それと、令和 4 年度の見込みですけれども、少し増えまして 17 人前後の方が通われているということで、全員、当然、地域密着型なので、全員町内の方です。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ、図面の中で、赤枠、こうありますんやけれど、中に田というのがあるんですけど、これは、ただ、地目変更がされていないということだけやね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 議員ご指摘のとおり、特に必要がございませんので、地目変更は行っておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） ちなみに、この入居者の方の費用は、1 人何ぼぐらいになっておるんですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） こちらのほう、介護度によって違います。

要介護1から要介護5の方が入所できるんですけども、おおよそ12万4,000円から一番高い方で31万3,000円ぐらいになります。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第77号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第77号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第78号 財産の取得について（議会用タブレット39台及び周辺機器一式）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第10、議案第78号、財産の取得について、議会用タブレット39台及び周辺機器一式を、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第78号の財産の取得につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、上程をいたしました財産の取得は、議会用タブレット導入事業として、タブレット39台、管理用端末等周辺機器一式、ペーパーレス会議システム及びセキュリティ対策ソフトウェアを購入するものでございます。

本事業は、議会の新型コロナウイルス感染防止対策として、議案書等の紙資料の作成及び配付において、電子データによる資料等の共有化により、議員と職員の接触機会を減らすことで、感染リスクの低減を図り、議会が審議を停滞させることなく議会運営が行える環境を整備するものでございます。

購入に当たっては、4社に見積りを依頼し、10月31日に開札した結果、3社の辞退があったため、契約金額は1,065万9,000円で、兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30

号、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社兵庫支社長、太田垣朝也（おたがき ともや）氏に落札決定をいたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 提案されている議会用タブレット 39 台の内訳について、説明お願いしたいと思います。

議員数と、それから、この議場に上がっている当局分だろうとは思いますが、そのへんのタブレットの数の内容。それから、これは、周辺機器も含めた金額になっていますので、タブレット 1 台については、幾らぐらいかかったのでしょうか。その点、説明お願いします。

〔議会事務局長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、事務局長。

議会事務局長（尾崎基彦君） それでは、お答えいたします。

タブレット 39 台の内訳でございますが、議員が 14 台。それから、当局が 20 台。監査委員に 1 台。残りは事務局用となっております。

それから、タブレットの単価でございますが、タブレット本体の単価でございますが、税別で 10 万 8,000 円となっております。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） タブレット 1 台 10 万円余りするというので、関連するんですけども、お考えがあれば、お伺いしたいと思うんですけど、今年度から、高校生の場合、授業に不可欠となった購入があります。それに対して、補助については、これまでも取り上げてきましたけれども、保護者の負担軽減という意味で、町として、お考えがあれば、この際、お聞かせください。

議長（小林裕和君） 平岡議員、今の議案に対する質疑です。

だから、高校のは、議会に審議に上がっていませんので。

13 番（平岡きぬゑ君） 考えがあればと言いました。  
考えがあればと申しました。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔平岡君「無視するんか」と呼ぶ〕

〔山本君「ないから（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 78 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 78 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

議長（小林裕和君） お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 5 分とします。  
休憩に入ります。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

議長（小林裕和君） 少し早いですが、休憩を解き、会議を再開します。

---

日程第 11. 議案第 79 号	佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12. 議案第 80 号	佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 13. 議案第 81 号	佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11 から日程第 13 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 11、議案第 79 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 13、議案第 81 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 79 号から議案第 81 号まで一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 79 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与が 8 月 8 日の人事院勧告に基づき改定されることとなったことに伴い、本町の一般職の職員の給与においても、これに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、民間給与との格差等に基づく改定で、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用される給料表の改定と、公布の日から施行される勤勉手当の支給月数の引き上げでございます。

給料表の改定は、平均で 0.23% の引き上げとなりますが、大卒初任給で 3,000 円、高卒初任給で 4,000 円の引き上げとなるなど 20 歳台半ばに重点を置き、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げを行う内容となっております。

勤勉手当につきましては、今年度は 12 月期の支給月数を 0.95 月から 0.1 月引上げ、1.05 月とするものでございます。

続きまして、議案第 80 号、佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、並びに、議案第 81 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長並びに議会議員の期末手当の支給月数を 0.1 月引上げる改定をさせていただくものでございます。

以上、議案第 79 号から第 81 号につきまして、説明を申し上げました。ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 79 号から議案第 81 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 11、議案第 79 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の提案は、人事院勧告に準拠したということでの提案なんですけれど、人事院勧告、今回の勧告については、いわゆる会計年度任用職員については、改定はしない。するとはなっておりません。その点で、勧告に基づくわけですから、するとしたところだけの提案であるということは理解しております。

しかし、町として、同じように働いている職員のうちについて、期末手当のみの対応となっている会計年度任用職員、事前には説明会で 215 人あると聞いておりますけれど、その方々は、男女比で言うと、どれぐらいの割合になりますか。その点も聞き漏らしておりましたので、この際、その点だけお伺いします。

[総務課長 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

正確な男女比については、手元に資料がございませんので、分かりませんが、ほとんどの方は女性だというふうに認識しております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

[廣利君 挙手]

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 今の話がありましたように、人事院勧告に準拠したということで、兵庫県の場合は、10 月 13 日に兵庫県の人事委員会が勧告を出しております。

政令市とか中核市は人事委員会がありますけど、佐用町ありませんので、この兵庫県の人事委員会の勧告をもとに、この給与のところと、期末手当のところということなんですけれども、この人事委員会の勧告の中で触れられている、その働き方のところについて、働き方改革のところについて、気になるところは、指摘もあるんですけども、特定の所属のところ、残業等が増えているという状況があるという指摘があるんですけども、その点については、特定の所属のところ業務が集中して、職員に集中して、例えば、月 48 時間の残業を超えているようなところは、現実にあるんでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

毎月、安全衛生委員会を開催しておりますので、その中で、各課の室ごとに、時間外勤務手当の状況を把握しております。

その中で、月 45 時間を超える職員につきましては、その場で把握しておりますので、実際

に、イベント等、一時期ですけれども忙しいというような課というのは、1年を通して、何回かありますので、その職員につきましても、45時間を超えているようなことになっております。

それに対しまして、毎月、行っておりますので、これが3カ月以上続かないような形にしたいと思っておりますので、その都度、協議しながら対応を考えているというような次第でございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第79号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第79号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第12、議案第80号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 議案第80号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

このたびの改正は、人事院勧告に準拠した一般職の職員の給与改定に伴い、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を決定するものですが、町民の皆さんの多くは、コロナ禍で実質賃金も減り、年金も減額され、一方で、国保や介護保険料、後期高齢者医療保険などの負担は増えています。

また、ウクライナ戦争や急激な円安などの影響でガソリンや灯油などの燃料費をはじめ、食料品や日用品など、ほとんど全ての物価が高騰して、暮らし向きが、ますます悪化しています。

そうした状況の中で、特別職や、この後、審議されます私たち議員の期末手当の増額は町民の皆さんの納得を得られるものではないことを指摘して、本議案に対する反対討論とします。

議長（小林裕和君） 続いて、賛成討論の方ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 議案第 80 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきたいと思いません。

人事院勧告は、民間と公務員の給与の格差を是正することを目的に、原則、毎年、実施されております。

国や県には、人事院がありますが、市町村にはないため、これに準拠しているのが現状であります。

本町でも、一般職の職員と同様に、特別職の期末手当についても、毎年、変動し、コロナ禍では、経済状況の低迷により、2年連続で人事院勧告により下げておりました。今回は、期末手当が上がりますが、コロナ前の水準に戻るということです。

景気も緩やかに回復し、今年度も円安を背景とする物価高騰により、消費が下振れしたものの、経済活動の正常化に伴い、抑制されていた消費の一部が顕在化し、今後も高めの成長が見込まれております。

もちろん、本町の財政状況も健全であることに鑑み、今回の議案に賛成したいというふうに思います。

議長（小林裕和君） はい、反対討論ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 80 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 81 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の条例改正は、議員のボーナスを 0.1 月引き上げることに

て、人事院勧告に準拠したという説明でした。

しかし、人事院勧告制度は、公務員の労働基本権が制約された代償措置として設けられた勤務の対価として、正当な給与の確保を図るもので、議員はこれに準ずるものではありません。

また、今回、非常勤職員の手当は引き上げられていない不平等が起きております。

非常勤職員は、保育士や調理師など、その多くは女性です。ジェンダー不平等の問題でもあり、待遇改善が求められます。

長引くコロナ禍で収入が減っている世帯が多くなっています。物価高騰、実質賃金が減っている中で、議員の期末手当引き上げは、町民の理解が得られません。

以上、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 賛成討論はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 議案第 81 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

佐用町議会の議員に対する報酬、期末手当等の支給根拠につきましては、地方自治法 203 条並びに佐用町条例に基づいて、これまでも支給されております。

人事院勧告に準拠して行うということでございます。

従来から、期末手当の支給根拠については、特に、地方議員の場合、この勧告制度に基づき、それを、各自治体が準拠する形で施行されております。

今までも下がった場合には下がる。上がった場合には上がるという形で準拠をしております。その内容からいたしまして、根拠は十分であり、賛成の立場で討論をさせていただきます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 81 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14. 議案第 82 号 佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第 15. 議案第 83 号 佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第 16. 議案第 84 号 佐用町職員の降給に関する条例の制定について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14 から日程第 16 については一括議題とします。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 14、議案第 82 号、佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから、日程第 16、議案第 84 号、佐用町職員の降給に関する条例の制定についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 82 号から議案第 84 号まで一括議題とされましたので、順次、提案の説明を申し上げます。

まず、議案第 82 号、佐用町職員の定年に関する条例等の一部を改正する条例につきましてのご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、本町職員の定年年齢を 65 歳まで引き上げる等の措置を講ずるため、関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、1 点目に本町職員の定年年齢を 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げを行います。対象は、令和 5 年度中に 60 歳に到達する職員から実施し、令和 13 年度以後は一律に 65 歳定年となります。

次に、2 点目として、役職定年制の導入でございます。これにつきましては、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職の職員は 60 歳に到達した翌年度からは、一般職への格付といたします。

次に、3 点目として、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。現在は 60 歳で定年退職した職員で希望する職員は、再任用制度により引き続き勤務することができますが、今回の改正後は、60 歳到達後定年延長は希望せず、引き続き短時間の勤務を希望する職員は、新たに、定年前再任用短時間勤務制度と名称を変更いたします。

4 点目に、給与に関する措置といたしまして、60 歳を超える職員の給料月額は、60 歳前の 7 割水準に減額するよう規定をいたします。

その他、定年延長に伴う所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 83 号、佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、定年延長により高齢職員が増加する中、高齢職員の多様な働き方のニーズにこたえるべく地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の規定により、新たに新設するものでございます。

概要といたしましては、60 歳に到達した職員を対象に、1 週間当たりの勤務時間の 2 分の 1 を上限として、30 分単位で休業を取得することができるものです。ただし、年次休暇のような有給休暇ではなく、休業により勤務しない時間は給料から減額する無給休暇といたします。

続きまして、議案第 84 号、佐用町職員の降給に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、本人の意に反する降給が発生する場合につきまして、地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定により新設するものでございます。

概要といたしましては、定年延長に伴う役職定年制の導入と、60 歳を超える職員の給料

月額が 60 歳前の 7 割水準に設定する場合や、勤務実績が不良で改善されない場合等、本人の意に反する降給を実施する場合に、必要な事項を規定するものでございます。

いずれの議案につきましても施行日は令和 5 年 4 月 1 日といたします。

以上、議案第 82 号から第 84 号につきまして、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより議案第 82 号から議案第 84 号について、質疑を行います。

まず、議案第 82 号、佐用町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 総務委員でないの、ちょっと、お尋ねするんですけど、60 歳から 65 歳ということで、年金もそういうふうになってくるんですけど、実際、職員が令和 4 年度の 60 歳で何人いらっしゃるのか。

それから、61 歳で何ぼ、62 歳の分が何ぼ、63、64、65、何人いらっしゃいますか。分かりますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えします。

正確には、ちょっと、資料持ち合わせておりませんので、お答えしにくいんですけども、一番最初、令和 5 年 4 月 1 日につきましては、退職者はございません。

令和 6 年から、実際に対象となる方が 4 名おります。

その次の年につきましては、また、退職者がなしという形になりまして、その次が、8 名だったと思いますけども、おられるということでございます。

ですので、退職される方がおられる年と、おられない年が、令和 13 年まで続くという形になります。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 退職するというのは、役場を辞めるという意味。

それとも、その再任用で、いわゆる職員から再任用になるというのと、そこらへんは、どなん。中身的に。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

今現在、定年は、満 60 歳ということになっておりまして、今後、定年が 65 歳になるということでございます。

ですので、例えば、令和 6 年の方は 51 歳が定年になると。今現在、60 歳なんですけども、51 歳が定年になります。

議長（小林裕和君） 61 歳。

総務課長（幸田和彦君） 61 歳が定年になると。

で、1 年空けて、次、また、62 歳が定年になるということで、順次、定年になる年を引き上げていくということでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 順次、引き上げていくんですけど、最終的に 65 歳が、年金も 65 歳からじゃないと当たらないというふうになっていきますけれど、これ、そしたら、65 歳までは、ほとんど、私、思うんやけれど、再任用でいらっしゃるんじゃないか思うんですけど、そこらへんを言うておるんです。

それから、その再任用になった方は、同じ課で、職場配属というんじゃないかと、ほかのところへも、当然、配属になりますよということもあるわけですね。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

定年になりましたら、まず、例えば、62 歳が定年ですよという方は、65 歳まで再任用制度、今の同じ、暫定再任用制度というんですけども、そういう制度で 65 歳まで働くことができるということでございます。

60 歳で定年なんですけれども、それを延長するということは、給与は、先ほど申し上げましたように、70%になって、管理職ではなくて、60 歳過ぎると、定年の例えば、62 歳までは一般職になりますと。62 歳が定年になりますので、62 歳から 65 歳は再任用という形になります。

ですので、定年が、例えば、63 歳までになりましたら、60 から 63 歳までは、一般職という形でなりまして、63 歳から 65 歳までは再任用制度で再任用されるということでございます。

職場につきましても、いろいろな職場がありますけれども、再任用の職務に見合った職場に配属するという形になります。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題にしています議案第 82 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 83 号、佐用町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これ、1日に1回だけ、例えば、おじいさんか、おばあさんでも、病院へ連れて行かんとあかんということで、1時間取らせてくれということで、そして、また、時間的に、また、子供が幼稚園から帰ってくるので、また、取らせてくれというように、1日に2回とか3回でも取れるわけ。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

詳しいことは、ちょっと、お答えできませんけれども、30分単位で休業を取得することができますので、30分単位で何回でも取れるというものでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 83 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 84 号、佐用町職員の降給に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これも、総務に付託なんですけれど、実際、今まで、こういう事例、降職というのがあったんかいな。事実、その仕事の中身が、あんた悪いから下への職にしますよというようなこと、事実、今まで1回でもあったんかいな。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

今回のような、定年による意に反する降給というのは、当然、今からなんですけれども、懲戒処分をした場合は、当然、意に反するということも含まれておるかと思っております。懲戒処分した場合は、何カ月かの何%の減給という形で、これまでもしております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） パーセンテージで、減給したというのは、今まで聞いたことあるんですけど、降職ということがなかったんかということと、それから、自分の不注意によって、車でも壊したとか、そういう場合は、どんなん。これ該当するんかいな。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

降格ということでしょうか。

これにつきましても、懲戒処分の内容によりまして、降格するという場合もございますし、事故等の場合は、その過失の重さによりますので、降格というのを、交通事故によって、実施したという事例はございません。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 84 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 17. 議案第 85 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 17、議案第 85 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 85 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、土地・家屋・償却資産に関する証明書手数料のうち、家屋の数え方の単位を 1 構え（ひとかまえ）から 1 棟（いっとう）ずつに変更するための条例改正を行うものでございます。

現在、家屋については 1 構（ひとかまえ）を 1 件として数えており、1 画地（いちかくち）内であれば複数の建物をまとめて 1 構えとして手数料 300 円を徴収いたしております。

また、土地については、5 筆までを 1 件として数えて、家屋とは別に手数料 300 円を徴収しております。

しかし、近年の固定資産課税台帳情報から、土地 1 筆が 1 画地（いちかくち）となり、家屋は 1 棟のみが建っているケースが多いことから、建物を多数もつ所有者と 1 棟のみの所有者では証明手数料の公平性がなくなっております。

また、近隣自治体においても 1 構（ひとかまえ）と表記した事例は少なく、多くの自治体が 1 棟ずつ数える表記としているところであります。

このような状況があることに加えて、土地は既に 1 筆ずつ数える扱いをしていることから、家屋も 1 棟ずつ数え、土地と家屋の合計 5 つまでを 1 件として取り扱うこととしたいと考えております。

この改正により、これまでは土地の評価証明と家屋の評価証明は、それぞれ個別に作成の上、交付しており、手数料 600 円が必要でございましたが、改正後は、土地と家屋を併記して表示するため、合計 5 つ以内であれば 300 円で済むことから、町民の経費負担が減少いたします。

また、事務対応においても画地（かくち）の確認が不要となるため、町民が窓口で待つ時間が短縮できる利点もございます。

また、この改正により、固定資産課税台帳、土地、家屋名寄帳の閲覧にかかる付記表現を削除いたします。

ご説明申し上げましたとおり、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今まで、土地について、5 筆まで 1 つとなっておったんですけど、今度、その土地でも、自分とこ住んでおるところに、土地が合筆して 1 つになっておればええけど、3 筆、4 筆の方もあろうかと思うんです。

その場合や、それから、家屋にしても、母屋や離れとか、倉庫とか、蔵とかあったら、やはり、その分で、5 筆ずつ、例えば、10 筆あれば、この 2 つに分けて 300 円いうふうになるんですか。そこらへんは、どうですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） お答えします。

岡本議員のおっしゃるとおり、家屋につきましては、今度は、5 棟までが 300 円。また、6 棟になると 600 円。6 棟から 10 棟までは 600 円という形になります。

それで、土地と家屋とを合わせて 5 つまでという形で、計算をさせていただきます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 85 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 18. 議案第 86 号 佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 18、議案第 86 号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 86 号、佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

旧佐用保育園跡地を活用した「いこいの広場」につきましては、現在、公園整備事業として、遊具設置及び、グラウンド整地工事を進めております。

令和5年2月末予定の工事完了に伴いまして、同公園に係る条例整備を行うに当たり、併せて、町内の類似施設条例である「佐用町上月スポーツ公園条例」、「佐用町南光スポーツ公園条例」、「佐用町三日月三方里山公園条例」を廃止し、新たに「いこいの広場」を加えた「佐用町スポーツ・レクリエーション公園条例」を制定し、今後、公園管理を行うというものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第86号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第86号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19. 議案第87号	令和4年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）について
日程第20. 議案第88号	令和4年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）について
日程第21. 議案第89号	令和4年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）について
日程第22. 議案第90号	令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について
日程第23. 議案第91号	令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）について
日程第24. 議案第92号	令和4年度佐用町水道事業会計補正予算案（第3号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第19から日程第24については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第87号、令和4年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）についてから、日程第24、議案第92号、令和4年度佐用町水道事業会計補正予算案（第3号）についてまでの6件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 87 号から議案第 92 号につきまして一括議題とされましたので、順次、説明を申し上げます。

まず、議案第 87 号、佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）からご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 4,065 万 9,000 円を追加し、総額を 131 億 6,159 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

町税につきましては、1 億 1,331 万 7,000 円の増額でございます。うち、町民税は 4,944 万 5,000 円の増額。固定資産税は 4,377 万 3,000 円の増額。軽自動車税は 500 万円の増額。町たばこ税は 1,509 万 9,000 円の増額で、それぞれ収入見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金 51 万 5,000 円の増額であります。

使用料及び手数料につきましては、使用料 364 万 9,000 円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、1,077 万 2,000 円の増額。うち、国庫負担金は 19 万 5,000 円の増額であります。国庫補助金は、1,057 万 7,000 円の増額で、戸籍システム整備費補助金などを追加計上いたしております。

県支出金につきましては、5,433 万 9,000 円の増額。うち、県負担金は 9 万 7,000 円の増額でございます。県補助金は 5,412 万 7,000 円の増額で、生産コスト低減緊急対策事業補助金などを追加計上いたしております。委託金は 11 万 5,000 円の増額となっております。

繰入金につきましては、5,251 万 6,000 円の減額で、財政調整基金繰入金を、積み戻しをいたしております。

諸収入につきましては、雑入 101 万 7,000 円の減額でございます。

町債につきましては、1,160 万円の増額であります。各事業において、事業費の増減に伴い、財源補正を行っているものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

総務費につきましては、1,538 万 9,000 円の減額。うち、総務管理費は 226 万 7,000 円の増額で、町税過誤納還付金などを計上いたしております。徴税費は 93 万円の減額。戸籍住民登録費は 81 万 2,000 円の増額となっております。選挙費は 1,753 万 8,000 円の減額で、町議会議員選挙、及び参議院議員選挙における実績見込みによるものでございます。

民生費につきましては、2,958 万 8,000 円の増額。うち、社会福祉費は 2,677 万 5,000 円の増額で、笹ヶ丘ドームのシャッター改修工事などを追加計上いたしております。児童福祉費は 281 万 3,000 円の増額で、保育園の電気料などを計上いたしております。

衛生費につきましては、1,763 万 7,000 円の増額。うち、保健衛生費は 1,475 万 1,000 円の増額で、簡易水道事業特別会計繰出金などを追加計上いたしております。清掃費は 288 万 6,000 円の増額であります。

農林水産業費につきましては、9,250 万 5,000 円の増額。うち、農業費は 6,528 万 3,000 円の増額で、地域集積協力金などを計上いたしております。林業費は 2,722 万 2,000 円の増額で、町有林化事業の申請数の増に伴い、土地購入費を追加計上いたしております。

商工費につきましては、20 万 8,000 円の増額でございます。

土木費につきましては、1,350 万 7,000 円の増額でございます。うち、土木管理費は 2 万 2,000 円の増額。道路橋梁費は 17 万円の増額。都市計画費は 42 万 4,000 円の増額。下水道費は 1,156 万 4,000 円の増額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を追加計上いたしております。住宅費は 132 万 7,000 円の増額で、町営住宅の修繕料などを追加計

上いたしております。

教育費につきましては、260万3,000円の増額であります。うち、教育総務費は12万2,000円の増額。中学校費は79万2,000円の増額で、スクールバス運行委託料を追加計上いたしております。社会教育費は118万9,000円の増額。保健体育費は50万円の増額であります。

次に、地方債の変更につきまして、第2表、地方債補正により、説明をさせていただきます。

変更となります介護予防拠点施設整備事業、農業生産基盤整備事業、義務教育施設整備事業につきまして、事業費の増額等に対応いたしまして、地方債の限度額を設定いたしております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第88号、佐用町介護保険特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,090万3,000円を追加し、総額を29億1,865万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫負担金1,010万7,000円の増額で、介護給付の実績見込みに基づくものでございます。

支払基金交付金につきましては、1,364万5,000円の増額で、介護給付の実績見込みに基づくものであります。

県支出金につきましては、県負担金631万7,000円の増額で、介護給付の実績見込みに基づくものでございます。

繰入金につきましては、2,083万4,000円の増額であります。うち、一般会計繰入金は650万1,000円の増額でございます。基金繰入金は1,433万3,000円の増額となっております。

次に、歳出であります。総務費につきましては、総務管理費9万6,000円の増額で、主に介護保険事務共同処理の単価変更によるものでございます。

保険給付費につきましては、5,053万5,000円の増額となっております。うち、介護サービス等諸費は、3,146万2,000円の増額。介護予防サービス等諸費は1,053万9,000円の増額。その他諸費は9万3,000円の増額となっております。高額介護サービス等費は844万1,000円の増額で、給付費の実績見込みに基づくものであります。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金27万2,000円の増額で、実績見込みに基づいております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第89号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億447万1,000円を減額し、総額を8億861万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金1,442万9,000円の増額でございます。

町債につきましては、簡易水道事業債1億1,890万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございます。簡易水道事業費につきましては、1億447万1,000円の減額でございます。うち、管理費は370万円の増額で、電気料及び修繕料の増額となっております。建設改良費は1億817万1,000円の減額で、工事請負費、委託料の事業実施計画

の見直し及び精算見込みによるものとなっております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 90 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1,323 万 6,000 円を減額し、総額を 14 億 5,979 万円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,156 万 4,000 円の増額でございます。

町債につきましては、公共下水道事業債 2,480 万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費につきましては、1,323 万 6,000 円の減額でございます。うち、管理費は 256 万 1,000 円の増額で、人件費、並びに電気料の増額となっております。事業費は 1,579 万 7,000 円の減額で、主に工事請負費の減額で、精算見込みによるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 91 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 44 万 3,000 円を追加し、総額を 1 億 867 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金を 44 万 3,000 円増額しております。

次に、歳出であります。教育費につきまして、社会教育費 44 万 3,000 円の増額で、電気料の増額などがございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 92 号、佐用町水道事業会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきますが、支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用は 141 万 5,000 円の増額で、修繕費、並びに電気料の増額を追加計上いたしております。第 2 項の営業外費用は 58 万円の減額で、企業債利息の精査による減額でございます。

次に、資本的収入及び支出において、収入の第 1 款、資本的収入の第 1 項、企業債は 30 万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。支出の第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費は 44 万 2,000 円の増額で、工事請負費、委託料の精算見込みによるものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の説明を終わらせていただきます。

議案第 87 号から議案第 92 号までの補正予算について、ご説明させていただきましたが、それぞれ、ご審議いただきまして、ご承認をいただきますように、どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

お諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、このまま審議を続行します。  
ただ今議題にしています議案第 87 号から議案第 92 号については、12 月 13 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

#### 日程第 25. 委員会付託について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 25 に入ります。  
日程第 25 は、委員会付託についてであります。  
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 57 分 休憩

午前 11 時 58 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。  
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（小林裕和君） お諮りします。委員会等開催のため、明日 12 月 1 日から 12 月 7 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
次の本会議は、来る 12 月 8 日、午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。  
以上をもちまして、本日の日程は終了しました。  
それでは、本日はこれにて散会します。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） お疲れのところ申し訳ございません。

1点だけ、冒頭、長い挨拶で、いろいろな説明させていただきましたけど、ちょっと、抜かっておりましたので、皆さんに、ちょっと、お知らせをさせていただきます。鳥インフルの件であります。

本当に、今年は、非常に早くから全国各地で鳥インフルが、また、発生をしております、先般、西播磨たつの管内、姫路に近いところなんですけれども、報道で皆さん、御存じのとおり、鳥インフルが発生をいたしました。

この件につきましては、すぐに、ああして全頭殺処分ということで、その殺処分したものを、にしはりま環境事務組合、クリーンセンターも引き受けをして焼却処分。にしはりまと、それから、たつの赤とんぼ、それから、姫路とで分けているようなんですけれども、羽数4万、5万近くあったと思うんですけれども、一部、ひよこがいましたので、ある意味では大量に飼っている、今の現在の養鶏場と比べると、まだ、少なかったというふうに思いますけれども、それでも、1週間以上かかって焼却して、にしはりまでは1万2,000羽余りを焼却しました。

これも、ちょっと長くなりますけれども、焼却といっても簡単にできないんですね。ペールといって、10羽ずつぐらい入れた、こういう缶、これを密封して、そのまま焼却炉に投入するんですけれども、当然、これだけでは燃えません。一般ごみと併せて焼却しているんですけれども、大体、全体のごみ量の1割とか1割ちょっとぐらいの量にして、一緒に燃やさないと、鶏が、固まった塊になっていますので、1つの個体そのものが肉の塊、油の塊ですから、なかなか燃えないんです。そのへんは、焼却する技術、担当者のほうも十分焼却状況を見ながら、ずっと24時間焼却をしてくれたんですけれども、それで何とか、この件については、全て終わりました。

ただ、非常に県も心配して、担当者も心配しているんですけれども、あちこちで、どこで発生するか分からないということで、佐用町内にも、まだ、10数万羽の養鶏場もあります。あとブロイラーのところもあります。ですから、そういうことが、今度、発生すると、これこそ緊急事態として、県が基本的に対応しますけれども、町の職員も出動しなければなりませんし、もう10数万羽ということになってくると、この近辺ですぐには焼却、簡単にできませんので、一時埋設して、それを、また、掘り出して順次、焼却していくというような、そういう手間がかかるんですけれども。

非常に、今年、どうなっていくのか、このへんも心配なところです。

特に、管内におきましては、赤穂になりますけれども、上郡に一番近い有年、あそこにあります養鶏場というのは、日本でも有数の養鶏場で150万羽ぐらい飼っているわけです。ここらあたりが、発生すると、もうどうにもならないというような状況なんですけれども、本当に、今年は、コロナだけではなくて、鳥インフルについて、非常に発生している状況が、頻度が高くなっておりますので、こういう状況だということを報告させていただきます。

ちょっと、長くなりました。終わります。以上です。

議長（小林裕和君）

はい、それでは、散会します。どうも御苦労さまでした。

午後00時03分 散会